

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年6月13日

【事業年度】 第35期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社 みちのく銀行

【英訳名】 THE MICHINOKU BANK, LTD

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 杉本 康雄

【本店の所在の場所】 青森県青森市勝田一丁目3番1号

【電話番号】 青森（017）774局1111番（代表）

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 藤澤 貴之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号  
株式会社 みちのく銀行 東京事務所

【電話番号】 東京（03）3661局8011番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 澤村 英雅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
  
株式会社 みちのく銀行 東京支店  
  
（東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号）

（注） 東京支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜のために縦覧に供する場所としております。

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第35期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 機関の内容および内部統制システムの整備の状況

(訂正前)

(中略)

当行は、下記の件につき定款で定めております。

・当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

・当銀行の取締役は、12名以内とする。

・取締役会の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(訂正後)

(中略)

当行は、下記の点につき定款で定めております。

・株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項とその理由

自己株式の取得

当行は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

中間配当

当行は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行なうことができる旨、定款で定めております。

・株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的として、株主総会における特別決議の定足数を緩和し、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨、定款に定めております。

・当銀行の取締役は、12名以内とする。

・取締役会の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。